

令和七年十二月五日（金曜日）午前十時零分 開議

議事日程第二号

- 令和七年十二月五日（金曜日）午前十時開議
- 第一 議第百五十号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第五号）  
第二 議第百五十一号 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）  
第三 議第百五十二号 令和七年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）  
第四 議第百五十三号 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第一号）  
第五 議第百五十四号 令和七年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）  
第六 議第百五十五号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）  
第七 議第百五十六号 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第二号）  
第八 議第百五十七号 令和七年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）  
第九 議第百五十八号 令和七年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第二号）  
第十 議第百五十九号 令和七年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）  
第十一 議第百六十号 令和七年度山形県病院事業会計補正予算（第二号）  
第十二 議第百六十一号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について  
第十三 議第百六十二号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について  
第十四 議第百六十三号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
第十五 議第百六十四号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第十六 議第百六十五号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
第十七 議第百六十六号 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
第十八 議第百六十七号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
第十九 議第百六十八号 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
第二十 議第百六十九号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
第二十一 議第百七十号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
第二十二 議第百七十一号 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
第二十三 議第百七十二号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について  
第二十四 議第百七十三号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について  
第二十五 議第百七十四号 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について  
第二十六 議第百七十五号 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について  
第二十七 議第百七十六号 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について  
第二十八 議第百七十七号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について  
第二十九 議第百七十八号 主要地方道新庄次年子村山線道路施設長寿命化対策事業堀内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について  
第三十 議第百七十九号 ダム整備事業木地山ダム放流設備更新工事請負契約の一部変更について  
第三十一 議第百八十号 山形県立上山高等養護学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について  
第三十二 議第百八十一号 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について  
第三十三 議第百八十二号 当せん金付証票の発売について  
第三十四 議第百八十三号 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者の指定について  
第三十五 議第百八十四号 山形県体育馆及び山形県武道館の指定管理者の指定について  
第三十六 議第百八十五号 山形県遊学の森の指定管理者の指定について  
第三十七 議第百八十六号 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について  
第三十八 議第百八十七号 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について

- 第三十九 議第百八十八号 マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について  
第四十 議第百八十九号 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について  
第四十一 議第百九十号 公立大学法人東北公益文科大学に係る重要な財産について  
第四十二 議第百九十一号 公立大学法人東北公益文科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて  
第四十三 議第百九十二号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第四号）の専決処分の承認について  
第四十四 議第百九十三号 山形県公害審査会委員の任命について  
第四十五 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第二号に同じ。

出席議員（四十三名）

- |       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 一 番   | 石 川 | 涉   | 議員 |
| 二 番   | 佐 藤 | 寿   | 議員 |
| 三 番   | 齋 藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 番   | 橋 本 | 彩 子 | 議員 |
| 五 番   | 松 井 | 愛   | 議員 |
| 六 番   | 石 川 | 正 志 | 議員 |
| 七 番   | 阿 部 | 恭 平 | 議員 |
| 八 番   | 鈴 木 | 学   | 議員 |
| 九 番   | 伊 藤 | 香 織 | 議員 |
| 十 番   | 石 塚 | 慶   | 議員 |
| 十一 番  | 関   | 徹   | 議員 |
| 十二 番  | 江 口 | 暢 子 | 議員 |
| 十三 番  | 阿 部 | ひとみ | 議員 |
| 十四 番  | 梅 津 | 庸 成 | 議員 |
| 十五 番  | 高 橋 | 弓 翔 | 議員 |
| 十六 番  | 佐 藤 | 文 一 | 議員 |
| 十七 番  | 相 田 | 日出夫 | 議員 |
| 十八 番  | 佐 藤 | 正 崑 | 議員 |
| 十九 番  | 遠 藤 | 寛 明 | 議員 |
| 二十 番  | 相 田 | 光 照 | 議員 |
| 二十一 番 | 遠 藤 | 和 典 | 議員 |
| 二十二 番 | 菊 池 | 文 昭 | 議員 |
| 二十三 番 | 今 野 | 美奈子 | 議員 |
| 二十四 番 | 高 橋 | 淳   | 議員 |
| 二十五 番 | 青 木 | 彰 榮 | 議員 |
| 二十六 番 | 梶 原 | 宗 明 | 議員 |
| 二十七 番 | 五十嵐 | 智 洋 | 議員 |
| 二十八 番 | 能 登 | 淳 一 | 議員 |
| 二十九 番 | 柴 田 | 正 人 | 議員 |
| 三十 番  | 渋 間 | 佳寿美 | 議員 |
| 三十一 番 | 矢 吹 | 栄 修 | 議員 |
| 三十二 番 | 小 松 | 伸 也 | 議員 |
| 三十三 番 | 吉 村 | 和 武 | 議員 |
| 三十四 番 | 高 橋 | 啓 介 | 議員 |
| 三十五 番 | 木 村 | 忠 三 | 議員 |
| 三十六 番 | 加 賀 | 正 和 | 議員 |
| 三十七 番 | 森 谷 | 仙一郎 | 議員 |

三十八番 模 津 博 士 議員  
三十九番 奥 山 誠 治 議員  
四十 番 伊 藤 重 成 議員  
四十一番 船 山 現 人 議員  
四十二番 田 澤 伸 一 議員  
四十三番 森 田 廣 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	高 橋 徹 君
副知事	折 原 英 人 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第百五十号議案から日程第四十四議第百  
九十三号議案まで及び日程第四十五県政一般に関する質問  
(代表質問)

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第百五十号令和七年度山形県一般会計補正予算第五号から、日程第四十四議第百九十三号山形県公害審査会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第四十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

二十番相田光耀議員。

○二十番（相田光耀議員） おはようございます。自由民主党の相田光耀です。本日、人生で初めての代表質問の機会をいただきました。本当に自民党会派の先輩、後輩の皆様には心より感謝を申し上げます。今回の質問は、会派皆さんの思いを背負って精いっぱい行いたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

それでは、早速質問に入ります。

初めに、高市政権に対する知事の所感について伺います。

本年十月二十一日、高市早苗総理の下、高市内閣が発足しました。発足直後の世論調査では、共同通信の調査で支持率六四・四%、十一月十五、十六日に行われた電話による全国世論調査では約六九・九%と、国政においては長らく見られなかつた高い支持を得ております。

私は、高市政権を政策の実行力を重視した体制、明確な意思を持って挑む内閣と評価、期待しておりますが、国民の皆様も直面する喫緊の政策課題に対し、高市政権が明確な意思と実行力を持って取り組むことへの期待がこうした数値に表れているものだと受け止めております。また、総理並びに閣僚の国会答弁や記者会見において、「〇〇します」といった言い切る姿勢が随所に示される点も、国政の方向性を国民に明確に伝えるという点で特筆すべきものだと思います。

こうした政権への期待や特徴は、地方自治にとつても追い風であり、国の政策形成と現場の課題をより緊密につなぎ、地域発展へと結びつけていく絶好の機会であると考えます。

本県には、人口減少対策をはじめ、産業振興、社会基盤整備、医療・福祉、教育環境の充実のような従来の主要課題に加え、昨今の急激な物価高騰による家計や企業活動への影響、地域住民の生活を脅かす熊被害の深刻化、世界規模で進行する気候変動への対応、食料・エネルギー安全保障など、県民生活に直結する新たな課題も山積しております。まさに今、こうした本県の実情を的確に国の政策に反映させ、政策資源を最大限に引き出しながら、県政を前に動かす力強い政策連携が問われているものと認識しております。

そこで、今回発足した高市政権に対し、知事は県政を預かる立場としてどのような所感をお持ちか、また、高市内閣が示す政策姿勢と方向性を踏まえ、今後、本県として国との連携をどのように深化させ、県政の前進に結びつけていかれるのか、吉村知事にお伺いいたします。

今国会の質疑の中でも議論されている熊対策。日本各地で熊による被害が報告されています。本県でも、近年類を見ないほど目撃・被害発生状況が伝えられております。

そこで、私からは現状を踏まえ、総合的に質問をさせていただきます。

まずは、県内の状況についてです。近年の暖冬などの影響で、従来の生息状況調査が見直され、現在の生息頭数は不明ですが、今年の県内の熊目撃件数は、既に二千件を超えており、住宅地付近での目撃も増えております。

また、捕獲頭数は十月末時点で一千頭に迫る状況となっています。十一月七日には米沢市滑川温泉で県内初、報道によれば屋内で全国初の緊急銃猟が、その三日後には酒田市と、それ以降、各地で緊急銃猟により駆除がされています。

このように頻繁に熊が目撃され、駆除されたという記憶は今までになく、尋常でない状況だと理解しております。このことは、熊の生息域や出没範囲が広がり、人的被害や農林被害のリスクが高まっているものだと認識しております。抜本的な対策が今必要となっています。

熊対策における課題は多岐にわたります。まずは、熊対策の費用確保です。山林管理や電気柵等の整備、調査研究などには相当なコストがかかります。県単独、市町村単独では持続性に課題があり、国への働きかけが不可欠です。次に、河川環境面での熊の移動・出没、いわゆる熊道を想定した対策の強化が求められます。河畔林の管理、遊歩道や河川敷での熊との接触リスク軽減策など、環境整備としての視点が重要です。三点目に、猟友会などによる緊急銃猟、捕獲活動に対する報酬増額及び責任の明確化を図ることも必要です。四点目は、熊を山にとどめさせるための広葉樹の植林など、熊の生息環境を整備する森林政策も推進すべきです。ブナ、ミズナラなどが不作の年には出没が増加するという報告もあります。まさに今年がそれに当たります。五点目に、専門知識を有する人材の採用・育成及び市町村、猟友会、農林部門、研究機関との連携強化が不可欠です。

これらを踏まえ、本県でも総合的に対策・体制が構築できる中間支援組織の仕組みを参考に整備導入すべきと考えます。例に取れば、広島県では、一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構という組織をつくり、県、市町、地域、民間をつなぐ中間的支援機能を設け、現場の調査、対策、技術支援を県域で統括的に行う仕組みが構築されています。

このような中間支援組織を本県でも導入する意義は、県全域を広域として俯瞰し、複数の市町村を横断する熊の移動・被害の実態を把握できること。地域単位で困難な広域的連携体制を整えられること。専門知識を有する人材を配置し、市町村や農林業関係者、猟友会などと日常的に連携・指導を行い、持続可能な熊対策体制を構築できること。現場での抑止や被害軽減、電気柵の設置支援、不要果樹の伐採などを中間支援組織が担うことで、行政部局では企画・戦略立案に専念できる体制が取れること。予算・資源を効率的に活用し、市町村ごとの個別対応にとどまらず、県域で優先取組を明確にすることで、財政力のある地域に対策が集中しないことなどが可能になります。

よって、本県でも総合的な熊対策として、各市町村と連携し、県が中心となる中間支援組織を設置してはいかがでしょうか。一朝一夕で対策が功を奏するとは思えませんが、機構があることで中期的な対策が描けるはずです。それ

により、大学や研究機関などと連携し、熊の生息数や行動変化なども調査可能だと思います。抜本的な対策として本県の考え方を知事に伺います。

私が肌身離さずつけているこの青いバッジ、これは「ブルーリボンバッジ」と言われるもので。御存じの方もおられると思いますが、このバッジは北朝鮮拉致被害者の救出・支援活動を推進すべく、思いを持った方々のシンボルとなっているものです。私もそんな強い思いを持った一人であります。

政府認定の拉致被害者は十七名、救う会が認定している数は七名、また、そのほかにも民間団体である特定失踪者問題調査会が令和二年で公表している特定失踪者数は約四百七十名、警察庁が令和七年に調査している拉致の可能性を排除できない行方不明者の数は八百七十一名です。この約四百七十名と八百七十一名という二つの数字は、重複している部分もあるため、単純に合計できるものではありません。しかし、警察庁調査の行方不明者八百七十一名には、我が山形県人もしくは本県に関わる方が八名存在している可能性があるという状態です。

拉致問題は事が大き過ぎて、国に任せておけばよいと思われる方もおられると思いますが、先ほどの観点からも、私は、我が郷土からの疑いがある方がいる以上、他人事とは思えず、早期解決、全員帰国に向けて地方からも声を出すべきであるという思いから、今回の質問項目に入れさせていただきました。

日本では、北朝鮮による日本人拉致問題は重大な人権・主権侵害の問題として、政府の重要な政策になっております。令和七年現在でも生存被害者の帰国実現のために取組が続いておりますが、完全解決には至っておりません。そのため、高市内閣では、この拉致問題を最優先課題、解決を急ぐ課題として位置づけ、政府と党内で強い決意が示されています。

高市総理は十月二十三日、拉致被害者家族と官邸で面会し、一刻も早く肉親との再会を実現しなければならないと明言されました。このことは、家族側も潮目が変わったとして、高市政権に対する期待感を示しております。

この機を逃しては解決は遅れるばかり。あらゆる手法を駆使して、北朝鮮との首脳会談などを実施した上で、被害者全員の帰国を可能にすることこそが、今でき得る解決に向けての最大の行動なのです。

新潟県の幹部職員の皆さん、このブルーリボンバッジを着用しています。この行動は、北朝鮮による拉致被害者の救出運動への理解と普及啓発を目的としたものです。今回の質問は、本県幹部職員の皆さんにこのバッジを着用すべきというものではありません。新政権になり機運も再興してきた今だからこそ、本県の関係者が被害者の可能性があるからこそ、他人事ではなく、県民一人一人が主体的に関わっていくべきだと思いますが、知事はこの問題をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

高市政権では、食料安全保障を経済安保の重要なテーマとして位置づけており、国内生産力の強化、備蓄やリスク管理、農地集約化、スマート農業などの技術導入を重要な課題としています。さらに、総理自身は総裁選などでも食料は特定重要物資として、法制面から強化すべきという考えを示されました。

その重要なポスト農林水産大臣に就任したのが、地元選出である鈴木憲和衆議院議員です。本県から農水大臣が誕生するのは、実に十三年ぶりの大変栄誉なことであると同時に、県政としてもこの上ない好機であると捉えております。

本県農業は、基幹産業として県内経済を支え続ける一方で、人口減少による担い手不足、鳥獣被害、気候変動による収量・品質の不安定化、輸出拡大に向けた体制整備など、多くの課題が複雑に絡み合っています。

こうした状況の中、地元の事情を深く理解し、現場の声を国政に届けることのできる大臣の存在は大変心強く、県としても積極的に連携を強化すべきだと思います。

そこで、三点課題提起をいたしたいと思います。

まず一点目、国との連携強化の在り方についてです。

本県が園芸大国への挑戦、スマート農業の推進、国内外の販路拡大、畜産物の生産体制強化など、多様な政策を進める上で、国の予算措置や制度設計との一体的な連動が不可欠であります。

特に、近年頻発する豪雨や高温など気象災害への対応、さらには農業用水路やため池等の老朽化対策には多額の事業費が必要であり、県単独では限界があります。農水大臣が在任されているこの機会に、農業農村整備事業のさらなる予算確保、鳥獣対策への重点配分、園芸振興のための基盤整備支援、輸出に向けた植物検疫体制の強化など、県として国に対し戦略的に要望していくべきと考えます。

次に、二点目として、農業の構造転換への対応です。

鈴木大臣は、国会の農林水産委員会の所信説明において、共同利用施設の再編・集約・合理化といった農業構造を転換する施策について、別枠予算を確保し、本年から五か年で集中的に推進する旨を説明されました。

例えば、カントリーエレベーターなどの共同利用施設の再編集約等に対する支援としては、既に国で新基本計画実装・農業構造転換支援事業が措置されています。県内においても老朽化した共同利用施設の更新・合理化等が待ったなしの課題であります。

しかし、内情は「資材高騰が続いている現状では、通常の補助率では取り組めない」といった切実な声を関係者が

ら聞いております。この事業の補助率は通常二分の一で残りは地元負担ですが、都道府県が国の補助に上乗せ支援を行う場合には、特例として地元負担を軽減することが可能となっており、現在、農水省において最大三分の一程度まで引き下げるなどを検討しております。

また、地方財政措置の面でも、年度内、翌年度内、いずれの事業でも地方債の充当率は一〇〇%、基準財政需要額への算入率は五〇%の方向で検討していると聞いております。

共同利用施設の整備は、県内の広域に裨益するものであるからこそ、今後、具体的な要望があれば、この機会を逃さずに県としても上乗せを行い、現場の負担軽減を図るべきではないかと考えます。

三点目として、気候変動や鳥獣の出没を踏まえた農政を取り巻く課題の整理と今後に向けた改善策についてです。

本年度は、豪雪による果樹の幹割れ、猛暑の影響による果実の品質低下や水産物の漁獲量減少、収穫作業における労働力不足、肥料、資材価格の高止まりなど、現場から多くの悲痛な声が寄せられました。また、農業法人や集落営農の経営基盤強化についても実効性のある支援策の拡充が求められております。

これらの課題に対し、どのような分析を行い、令和八年度の施策にどのように反映させるのか、特に、気候変動に強い品種導入支援、農作業労働力の確保、園芸施設の高温対策、そして輸出拡大に向けた品質管理体制の強化など、国の支援制度とどのように連携していくのか、農業に携わる多くの県民が注目しております。

以上三点を踏まえ、伺います。地元大臣誕生という好機の下、国との連携をどのように強化し、現場課題の解決に取り組んでいかれるのか、高橋農林水産部長にお伺いいたします。とりわけ、産地の基盤を支える共同利用施設の老朽化が進む中、国と連携して計画的かつ着実に進めていくべきと考えますが、県としての考え方を併せてお伺いいたします。

これまで本県は、人口百万人を保っていました。しかし、本年、その人口も百万人を割り、全国に先行して、少子高齢化や人口減少という大きな課題に直面しています。加えて、物価やエネルギー価格の高騰、医療・福祉人材の不足、地域経済の構造転換など、県政のあらゆる分野で新たな対応が求められる、そんな一年だったと思います。

こうした中で、次年度の予算編成は、単なる継続だけではなく、先の時代を見据えたものでなければならないのではないかでしょうか。

十月に示していただいた「令和八年度県政運営の基本的考え方」を拝読し、そこに示された「重点化の方向性」の中において、「地域の産業を支える人材育成の促進」「持続可能な医療、福祉・介護提供体制の確保」「結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援の充実」などが掲げられておりました。

私が注目したのは、「人口減少のスピードの緩和と人口減少に対応できる県づくり」です。これまでのように人口増加を前提とした発想から、限られた人材と資源を最大限に生かす自治体運営への転換が求められております。

の中でも、医療提供体制の確保は県民生活の根幹を支える重要課題であります。本県では、県立中央病院をはじめとする公的医療機関が地域医療の最後のとりでとして大きな役割を担っています。しかしながら、経営環境は年々厳しさを増しており、人件費の上昇や医療機器の更新費用の増加などにより、病院経営の収支は逼迫しているのが現状です。

県はこれまで、一般会計からの繰出金により県立病院の経営を支えています。令和七年度当初予算で病院事業会計に対して赤字を補填する、いわゆる追加支援分も含め、総額六十億円規模の一般会計繰り出しが行われているものと承知しております。しかし、これは単なる赤字補填というものではなく、医療提供体制を県全体で維持するための構造的支援と位置づけられるべきであり、私は必要な資金だと感じています。

また、地域医療を支える職員の確保と育成も喫緊の課題です。医師・看護師の不足が続く中、県として医療従事者が安心して職務に専念できる環境を整備し、働きがいのある職場づくりを進めていくことが重要です。

令和八年度の予算編成に当たっては、こうした医療分野をはじめ県民生活を直接支える分野への重点的な配分が必要だと感じます。加えて、人口減少対策を横断的課題と位置づけ、教育、雇用、移住・定住、子育て支援など、各部局の施策を機動的に連動させる仕組みを構築していくことが重要ではないでしょうか。

私は、次年度予算を「未来への再設計」と位置づけ、持続可能な地域社会を築くための戦略的投資として行うべきであると考えております。そのためには、県が策定する財政の中期展望を踏まえ、限られた財源をいかに効果的に配分するか、選択と集中の判断が求められます。

以上を踏まえ、小中総務部長にお伺いいたします。令和八年度の予算編成に当たり、どのような財政収支の見通しを立てておられるのか。また、予算編成を通して、何に重点を置き、どのように施策を展開していかれるのか、その方針や方向性についてお伺いいたします。

続いて、山形新幹線米沢トンネル・仮称の早期実現に向けての方針をお伺いいたします。

奥羽線福島ー米沢間は、明治三十二年五月に開通しました。政府の要請でこの路線の工事に当たった人物は、福島民友新聞社社長などを務め、福島商業会議所・現商工会議所の二代会頭に就任した大島要三という方です。

この区間は、当時から奥羽山脈を越える難所であり、板谷峠を含め、当時の蒸気機関車では通常運行が困難な場所となっていました。この工事があったからこそ今があると考えれば、言わば彼が、鉄道・福島・米沢間の生みの親と言っても過言ではありません。

改めてそれを知るきっかけになったのが、九月二十一日に福島市内で開催された、奥羽新幹線構想の検討会の発足式でした。この式の前段、勉強会が開催され、県議会内に発足している山形新幹線米沢トンネル早期実現議員連盟を代表して、渋間佳寿美議員、木村忠三議員とともに、米沢市選出ということで、講師として参加をさせていただきました。

内容は、福島市から山形市を経由し秋田市まで結ぶフル規格新幹線の構想を見据え、福島市内の経済団体やまちづくり団体など七組織が参加し、JR福島駅前の活性化や地域間交通の機能強化を含めた多角的視点から議論を開始するというものでした。

来年八月を目標に提言を取りまとめるものとされており、先週の十一月二十八日には、福島市内で検討会の第一回会議が開催されたとのことです。

この動きは米沢トンネルの整備と密接に関係し、将来的な奥羽新幹線構想の一翼を担う重要な位置づけであると考えられます。この発足式と同時に、中心市街地では「奥羽新幹線みらいフェス」も開催され、山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟もブースを立ち上げ、米沢トンネルの意義を周知していただきました。会場は大いにぎわい、広域的な高速交通ネットワークの将来像が福島市内で現実味を帯びてきているようにも感じました。

そもそも本事業の現状は、県とJR東日本において令和四年十月に覚書を締結し、新たなトンネル整備の検討を進めております。

本年度は、整備スキームについてどのような方法が考えられるかを検討するため、「山形新幹線米沢トンネル整備スキーム検討会議」が設置され、有識者、国、県、JR東日本、市長会、町村会が参加の下、整備主体や費用負担、財源確保の方向性などについて、第一回の検討会議が十月二十九日に開催されました。

このような動きを見れば、令和八年度はこれらの議論を整理し、国への要望と制度設計に向けた準備を加速するとともに、隣県である福島県との関係構築が極めて重要な時期と認識しています。

私たち議員連盟もこうした動きを後押しするため、多くの議員の方々の賛同を得て、しっかりと組織体にし、県内外の関係者と連携しながら、トンネル整備の早期実現に向けた機運を醸成していかなければなりません。

特に、福島県議会との連携は、活動の柱となり得る重要な事項だと考えます。いずれ福島県議会側でも同様の議員連盟が立ち上がり、両議員連盟が協調して国やJR東日本への働きかけを進める体制が整えば、早期実現に向けての希望となるのではないでしょうか。

今回の県境を越えたこの動きを即座に捉え、連携していく視点から質問いたします。

本県は、福島県との間で山形新幹線米沢トンネルの整備に関する情報共有や共同要望活動などをどのように進めていかれるのか。私は、事務レベルの協議まで進むことが理想だと考えますが、県としてどのように連携していくのか。また、十月に開催された整備スキーム検討会議において、整備主体や費用分担、税制の方向性など、どのような論点が議論されたのか。さらに、令和八年度における国との協議の進め方、県としての役割の明確化について、現時点での見通しを會田みらい企画創造部長にお伺いいたします。

米沢トンネルは、県都と首都圏を結ぶ生命線の再構築であり、大きな一歩でもあります。山形県は、福島県との連携を一層強化し、議員連盟、行政、経済界が一体となって事業化への道筋を明示すべきと考えます。令和八年度を「連携と推進の年」と位置づけていただきたいと強く要望し、次の質問に入ります。

次に、積雪・寒冷期における防災体制の強化について伺います。

近年は、気候変動の影響により豪雨災害が頻発しております。昨年七月の県北部における大雨災害をはじめ、令和に入ってからだけでも少なくとも三度にわたって記録的な豪雨に見舞われました。県内各地で甚大な被害が発生しました。また、同じく昨年五月には、高畠町と南陽市で大規模な林野火災が発生しました。これらの災害は、春から秋にかけての災害でしたが、災害、特に地震はいつ発生するか予測できないものです。

令和六年元日に発生した能登半島地震は、居住地域や交通網が限られているといった半島特有の地理的条件がある中での冬期における大規模な地震でした。地震により発生した津波や大規模な土砂崩れにより道路が寸断され、孤立地域が広範囲にわたり、ライフラインの断絶や支援物資の停滞も生じました。厳しい寒さの中で十分な食事が提供されないなど、環境が悪い中での避難生活が長期に及ぶこととなり、冬期間における大規模災害への備えの重要性を強く認識させられました。

本県においても、これから降雪期を迎える中、豪雪による交通麻痺や孤立集落の発生は現実的リスクであり、そうした中での地震や火災などが同時に発生する可能性も否定できません。

気象庁が九月二十二日に発表した寒候期予報によれば、今冬は冬型の気圧配置が強まる時期があるとの予報が出て

おります。昨冬も置賜地域を中心に平年を大きく上回る積雪で、本県では豪雪災害対策本部が設置されております。本格的な冬の到来を前に、燃料や食料の備蓄、除雪体制の強化、孤立集落を防ぐための緊急輸送ルートの確保など、事前準備が極めて重要です。

また、能登半島地震で課題となった避難所運営や情報伝達、要配慮者への支援についても、積雪・寒冷期の厳しい環境下でどのように対応するのか、具体的な検討が求められます。

さらに、災害時の情報収集・伝達においては、ドローンや衛星通信、SNSなどデジタル技術の活用も欠かせません。災害状況や孤立集落の発生を早期に把握し、迅速な支援につなげるため、実効性のある仕組みが必要ではないでしょうか。

加えて、こうした積雪・寒冷期における災害への対応には、県と市町村、さらには国との緊密な連携が不可欠です。机上の計画だけではなく、実際の災害を想定した訓練やシミュレーションを繰り返し、地域住民や関係機関が一体となって行動できる体制を構築することが重要です。

災害時に最も求められるのは初動の迅速さであり、そのためには、情報共有やその仕組み、指揮命令系統の明確化も欠かせません。

そこで、本県では、これから迎える積雪・寒冷期における防災対策について、県民の生命・生活を守るための体制強化をどのように進めていかれるのか、庄司防災くらし安心部長にお伺いいたします。

先般開催された決算特別委員会総括質疑で橋本彩子議員が、「支援が必要となる子供への対応について」ただされました。この項目に関しては、十月に議会公務として行かせていただいた海外政策課題調査において、本県の課題解決に向けて実効性が高く、政策提言にも寄与するという観点から、私からも質問をさせていただきます。

本県の発達障がい児支援の現場では、人材不足と支援体制の整備が大きな課題となっています。特に、こども医療療育センターにおける初診待機期間が三ヶ月に及んでいる現状は、早期発見・早期支援が最重要となる発達障がいにおいて、幼児期だからこそ深刻な問題であり、早急な改善が求められます。

決算特別委員会では、橋本議員からも同様の指摘があり、支援ニーズに対して医師などの専門的な人材が不足しているという構造的な課題が浮き彫りとなりました。

こうした背景の下、私たちはマレーシアにおいてTOY8（トイエイト）社が展開する「デジタル発達健診・デジタル療育キット」を調査視察し、サラワク州政府、医療機関、大学などと連携した実践状況を確認いたしました。

このツールは、スマートフォンを活用し、二十分程度のゲーム形式で発達スクリーニングを行うもので、専門家が不足している地域でも幼稚園教員が半日程度の研修で実施が可能であるという点が大きな特徴です。録画・録音による行動分析の下、発達の遅れや特性を高精度で把握でき、従来のアナログ健診の限界を補うシステムだと理解しました。

さらに、健診には一日十分のデジタル療育プログラムを現場で実施できることから、人材不足に悩む本県においても活用可能性は非常に高いと考えられます。

マレーシアでは、このプログラムの導入により、療育センターの待機者数が約四百二十名から二百名台まで半減し、次年度には待機者数ゼロが視野に入っているとの説明を受けたことには大変驚かされました。

これは、早期発見・早期支援の体制が整うことで、医療機関や療育機関への過度な集中が解消されている成果であり、本県でも再現できる可能性があります。

視察後、この会社では、広島県や静岡県の議員や事業者の方々とも意見交換を行い、両地域でも発達支援人材の不足が共通課題として挙げられていたと伺いました。

また、国として、都道府県を対象に、人材確保・生産性向上支援の新規プログラムを検討しているとの情報も共有され、この制度を活用すれば、県主体での支援センター設置やICT導入研修などが進めやすくなるものだと思います。

このシステムの導入費用については、マレーシア政府価格で健診一名当たり五千円程度、療育プログラムが月一万五千円程度となっていますが、日本の自治体が導入する場合については、事業規模に応じて調整が可能とのことでした。本県としてもモデル実証を行うことは十分に現実的であり、効果検証にも適していると感じています。

支援を必要とする子供たち、その保護者の方々の未来のためにも、早期発見と早期支援を確実にする体制整備は必須事項です。

以上を踏まえ、本県として、発達障がい児への早期発見・早期支援を確実にするため、人材確保やICT活用を含めた包括的な支援体制をどのように進めていくのか、酒井健康福祉部長に伺います。あわせて、デジタル発達健診・デジタル療育について、現時点でどのように評価し、導入の可能性を検討しているのかもお伺いいたします。

最後の質問は、明るくうれしい話題を質問させていただきます。

アメリカ有力旅行メディア「ナショナルジオグラフィック」において、「Best (ベスト) of (オブ) the

e (ザ) World (ワールド) 2026 (トゥエンティトゥエンティシックス)・二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に本県が選出されました。昨年は金沢市、一昨年は京都市と、過去の選定は都市の選定であったのに対し、今年の選定は県全体の選定となっています。選定の理由は、今定例会初日の知事説明でも触れられましたが、具体的には、樹氷が有名な蔵王や、幻想的な夜景が有名な銀山温泉、米沢牛などのグルメ、そして外国の方には衝撃的だったのか、巨大鍋で作られる山形市の芋煮会などが紹介されていました。

また、日本政府観光局が本年九月にアドベンチャートラベルのプロモーションの一環として実施した東北招請事業においても、山形県は「自然と文化の融合による唯一無二の魅力がある」と、参加した海外旅行会社より高い評価を得たとのことであります。

さらには、世界に発信するに値する訪れるべき場所として自治体を認定する英字新聞の「ジャパンタイムズ」の「The (ザ) Japan (ジャパン) Times (タイムズ) Destination (デスティネーション) Region (リージョン)」の第一号に山形市が全国で唯一選定されたとの発表がありました。

このように、山形県が二重に三重に選定されることはあるが、こうした海外の有力メディアや旅行会社、国内英字新聞から高い評価を受けることは大変名誉なことでうれしいばかりです。本県のインバウンド観光にも大きな弾みになるものだと考えています。県の観光計画では、欧米各国からの訪問客もターゲットに据えています。

そこで、こうした評価をチャンスと捉え、インバウンド拡大へつなげるためには、情報発信が重要であり、本県の各観光地の場所の発信ははもちろんのこと、自然体験メニューや山形の食の楽しみ、山岳信仰・伝統文化やお祭りなどの「コト」、温かく人情味のある「ヒト」などを積極的にプロモーションすることが必要と考えますが、この機を捉えどのように発信していくのか、黒田観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

あわせて、インバウンドの受け入れ環境のさらなる整備が必要不可欠であると考えます。これまで多くの施策を実施してきましたが、蔵王や銀山温泉など限られた場所に集中しているのが現状です。山形には、それ以外にもすばらしい観光地が数多くあり、これらの観光地の受け入れ体制を強化し、インバウンドによる恩恵を全県に広げるための施策がこのタイミングだから必要と考えますが、具体的にどのような施策を検討しておられるのか、これについても黒田部長にお伺いいたしますして、壇上からの代表質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。相田議員から私に対して三点御質問ございましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、高市政権への所感と政府との連携に向けた方向性についてでございます。

高市早苗氏は、十月二十一日に行われた衆参両院の首相指名選挙におきまして、第百四代の首相に選出されました。新首相への就任を改めてお祝い申し上げます。

このことは、多くの国民にとって待望の女性初の首相誕生ということでもありました。女性活躍などが一気に進む契機にもなり得るのではないかと、私をはじめ多くの方が期待していると思います。

高市首相は就任以降、スピード感を持って精力的に政権運営に当たられていると思っております。新首相が最も力を入れるとしている経済政策につきましては、具体的な施策をまとめた総合経済対策が十一月二十一日に閣議決定されました。また、我が国最大の問題が人口減少であるという認識に立って、その対策の司令塔機能を担う人口戦略本部や、地方における新たな産業の創出・地場産業の付加価値向上などを目指す地域未来戦略本部が新たに設置され、高市首相自らが本部長を務めるなど、地方創生の政策実現に向けた強い意気込みを感じているところです。

加えまして、農林水産大臣には本県選出の鈴木憲和衆議院議員が就任されました。本県の農林水産業や生産現場の実情に精通されている方でありますので、大変心強く思っているところです。食料供給県選出の大臣として、持続可能な農業・農村の実現や米の安定供給をはじめとした我が国の食料安全保障に向けた取組が進められるものと期待をしております。

現在、県民にとっての喫緊の課題は、長引く物価高への対応であります。前述の総合経済対策には、ガソリン・軽油価格の引下げや子育て世帯への手当支給などが盛り込まれました。加えて、生活者・事業者の支援に向けて、地方自治体が活用できる重点支援地方交付金のさらなる追加も含まれており、これらをしっかりと活用して対応に当たってまいりたいと考えております。

また、全国の地方に共通する課題であります、少子高齢化の進行や、若者・女性の流出による構造的な人口減少に歯止めがかかっておりません。本県としましても、若者・女性をはじめ、多様な人材を引きつける県づくりを推進しているところですが、政府においても過度な東京一極集中の是正や、都市部と地方との賃金格差の是正など、地方と同じ方向感を持って取組を進めていただきたいと考えております。

あわせまして、災害とも言える深刻な熊被害を踏まえて、政府が取りまとめた「クマ被害対策パッケージ」と連動した対策や、頻発・激甚化する自然災害に備えた防災力の強化など、県民の安全安心に向けた取組につきましても、政府の支援メニューも活用しながら、対応を強化してまいります。

高市首相は、総務大臣を長く務められました、地方行政に精通されている方であります。先日の政府主催の全国知事会議におきましても、「今後も都道府県と丁寧に議論を行なながら、政策の実現に向けて取り組んでいく」との御発言がございました。また、私自身が知事会の男女共同参画推進本部の本部長として、女性活躍の推進や多様な働き方の実現に向けた支援、アンコンシャスバイアスの解消などについて、高市首相と直接意見交換をしてまいりました。引き続き、こうした機会を通して、地方の意見を着実に政府に届けてまいりたいと考えております。

加えまして、本県では、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備をはじめ、政府との連携が不可欠な大規模事業も山積しておりますので、一つ一つの事業について、丁寧にその必要性を説明しながら、事業の促進に向けた政府との連携を強めてまいります。

高市首相には、今後も現場の実態に根差した地方の声をしっかりと受け止めていただき、各般の取組を進めていただきたいと考えております。

次に、二点目は、緊急を要する熊対策の現状と抜本的な対策についてでございます。

県内における今年の熊の目撃件数は約二千七百件であります。人身被害の発生件数も十三件となるなど、記録が残る昭和五十二年以降で最多となっており、まさに災害とも言える異常事態となっております。

こうした事態を踏まえ、県では当初予算に加え、九月補正予算により緊急的な対策を講じるとともに、私を議長とする「クマ緊急対策会議」を立ち上げました。さらに十一月十七日には「山形県版クマ被害対策パッケージ」を取りまとめ、このうち、早急に実施する必要があるものについては、同日付で補正予算の専決処分を行わせていただき、「山形県クマ被害防止緊急対策」として迅速に実行に移したところであります。

具体的には、県管理河川のやぶの刈り払いの追加実施、地域における不要果樹伐採等への支援のほか、地域住民の安全確保のため、学校や保育園等への専門家派遣、総合支庁による見回り強化、また、現場対応力の強化のため、捕獲者や市町村職員、警察職員の装備品の増強を図っております。さらに、商工業者や観光業者向けの相談窓口を設置し、影響を受けた方々への支援も進めているところです。

こうした対策を進めるためには、政府の支援も必要であります。政府における「クマ被害対策パッケージ」の策定に先立ち、北海道東北地方知事会として、また、本県独自としても、熊の出没状況や対策の現状を訴え、財政支援や緊急銃猟に係る現場の不安解消等の要望を行ったところであります。政府においては、熊対策に要する経費を補正予算案に計上するとともに、捕獲者の不安払拭を政府のパッケージに盛り込んだところであります。政府の支援も活用して対策に取り組んでまいります。

このように、今年度の大量出没への対応を進めるとともに、将来を見据えた対策を検討していくことも重要であります。中長期的には、対策を担う行政側のマンパワー不足などにより、市町村が単独で対応することが難しくなってくることから、市町村をまたぎ、広域で持続可能な体制を構築する必要があると考えております。

そのため県では、県内全市町村とともに県獣友会の協力も得ながら、本年五月に山形県鳥獣被害防止協議会を立ち上げ、行政と住民の間に立つ中間支援組織の設置を想定し、本県で必要な機能の在り方について、地域ごとの座談会も含めて、これまで計七回にわたり議論を重ねてまいりました。市町村からは、「鳥獣対策は県内外の知見を集めながら県全体で取り組むことが重要」、また、「専門的な知見を持つ人材については、市町村単独での確保は難しいため、広域的な対応が望ましい」など、広域的な体制の整備を期待する声が出ております。

今後は、協議会において、中間支援組織が担う詳細な業務や体制、費用などを含め、より具体的な検討に入り、令和九年四月の業務開始を目指す考えであります。

県としましては、現在の緊急対策にしっかりと取り組みますとともに、中長期的な課題にも危機感を持って対応し、政府や市町村、関係団体と緊密に連携しながら、県民の安全安心の確保に万全を期してまいります。

三点目は、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた本県の対応についてでございます。

北朝鮮による拉致問題につきましては、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な事案であり、日本国政府と北朝鮮の国家間の問題として、政府が責任を持って解決に当たるべきと考えております。

県としましては、拉致問題の早期解決に向けて、全国四十七都道府県知事が参加する「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」のメンバーとしての政府に対する要望に加え、全国知事会や北海道東北地方知事会としても働きかけを行っているところであります。

こうした政府に対する働きかけに加えて、拉致問題に対する県民の関心を喚起し、世論を高めて政府の動きを後押ししていくことも大変重要であると考えております。これまで様々な啓発活動を行ってきております。

具体的には、令和五年十一月に、内閣官房拉致問題対策本部、北朝鮮に拉致された国民を救出する山形県議会議員

連盟と連携し、拉致問題を考える国民の集いを県内で初めて開催いたしました。この集いでは、拉致被害者、特定失踪者の御家族に出席いただき、県民の皆様に対して心情や早期解決の必要性を直接訴えていただき、県民の皆様が拉致問題を改めて考える契機になったものと捉えております。

また、毎年十二月十日から十六日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間には、チラシの配布や県庁一階での拉致問題啓発DVDの上映など、積極的に啓発活動を実施しております。このほか、県警察本部と連携しながら、ホームページでの情報発信やポスター掲出も行っております。

拉致被害者の方々やその御家族は高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されない状況にあります。拉致被害者の方々の帰国とその御家族との面会が一刻も早く実現するよう、今後とも、知事の会や全国知事会等での活動を通して、拉致問題の早期解決について引き続き政府に対し働きかけを行っていくとともに、政府の取組の後押しとなるよう、県民の皆様への周知や啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 令和八年度予算編成における課題と重要施策についてお答えいたします。

本県の財政状況を展望しますと、今年二月に策定した財政の中期展望において、毎年度百五十億から二百億円程度の多額の財源不足が見込まれる厳しい状況となっています。令和八年度予算編成においても、財源・人的資源が限られる中、人口減少の加速や人手不足の深刻化、物価高騰の長期化など喫緊の課題への対応に加え、政府における予算編成の動向、とりわけ地方財政対策の内容いかんでは、さらに厳しい財政収支の見通しも想定されるところです。

行政課題が多様化・複雑化する中、限りある行政資源の下、より実効性の高い取組を展開していくためには、課題を明確化し、政策横断的な対応も意識しながら、予算配分の重点化などめり張りのある対応を行っていかなければなりません。

こうした中、今年十月に策定した「令和八年度県政運営の基本的考え方」においては、本県を取り巻く情勢等を踏まえ、県が取り組んでいくべき「重点化の方向性」として、「県民のウェルビーイングの向上」「県内経済の持続的な成長」「安全・安心な地域づくり」を示しています。当初予算編成では、これらの方向性に沿った取組への重点化を図るため、所要額での予算要求を認める「施策展開特別枠」を設定するとともに、既存事業についても、その方向性に沿った事業展開を意識しながら予算編成を行っていくこととしております。

一方で、これらの施策を展開していくためには、行財政改革に向けた取組を着実に推進し、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、持続可能な財政運営を確保していく必要があります。予算編成に当たり、改めて財政収支を試算したところ、中期展望と同様に五十億円の歳出削減が必要と見込まれたことから、令和八年度予算編成においては、あらかじめ部局ごとの削減目標額を設定し、部局長のマネジメントの下、既存事業のスクラップ・アンド・ビルトを通した事務事業の見直しや重点化の徹底に取り組んでいただくこととしたところです。

こうした方針により、厳しい経営状況にある病院事業会計や老朽化が進む県有施設などへの対応に加え、今後想定される大規模事業の実施を含む未来志向の県づくりの推進に資する施策の展開を図るとともに、産業振興など、県民所得の向上や県内経済の成長につながる好循環を生み出す施策を推進し、県税収入の増加につなげることで、持続的な財政運営を図ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） 山形新幹線米沢トンネル・仮称の早期実現に向けた隣県との連携や今後の見通しについて御質問いただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

米沢トンネルの早期実現に向けた隣県との連携についてでございますが、山形新幹線で結ばれ、観光や経済面で強い結びつきのある福島県との連携は大変重要でございます。そのため、これまで連携した各般の取組を行ってまいりました。具体的には、山形、新潟、福島の三県で構成しております三県知事会議におきまして、米沢トンネル整備の重要性について認識を共有した上で政府に対して要望活動を行っております。また、山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟の促進大会に福島県の担当者の方に来ていただいている状況にもございます。

こうした中で、福島市の民間組織が主体となって、奥羽新幹線検討会がこのたび立ち上げられましたことは、福島県側の機運醸成等につながるものでございますので、奥羽新幹線の足がかりとなる米沢トンネル整備の後押しとなるものと大いに期待しております。こうした動きも契機としながら、福島県との意見交換や情報共有、要望活動の実施など、米沢トンネルの早期実現に向けて、さらに連携を進めて深めていきたいと考えております。

次に、米沢トンネル整備スキーム検討会議の状況と今後の見通しについて御説明を申し上げます。

十月に開催した第一回検討会議では、県やJR東日本から米沢トンネル整備計画の概要、整備に関するスケジュールや費用負担想定等について説明を行った上で、会議の検討事項として、事業費やスケジュール等の整備計画と整備主体、費用負担、必要な予算・税制・制度等の整備スキームの二点について検討を行っていくということを確認いたしました。

会議の場で委員の皆様からは、「事業費や工期について、工法等の精査により圧縮ができるないか」、また、「着工までのプロセスである設計や環境アセスメントの期間についても短縮を検討できないか」といった御意見を頂戴いたしております。また、整備スキームでございますけれども、「地方財政措置を含めて、地方負担を軽減する措置を検討すべき」「予算だけでなく、財政投融資、税制、運賃・料金制度等を含め、幹線鉄道の機能強化を進めるための制度を考える必要があるのではないか」といった御意見を頂戴しております。

今後、整備計画、整備スキームを検討の上、年度内に一定の取りまとめを行い、それを基に来年度、政府の経済財政政策に関する基本的な方針を示す、いわゆる「骨太の方針」や、令和九年度の予算、税制改正等へ反映するため政府への要望活動などを実施するとともに、JR東日本と連携して、早期実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） お答え申し上げます。

積雪・寒冷期における防災体制の強化は、県民の安全安心を確保する上で極めて重要であり、県では各種の取組を進めております。

まず、積雪・寒冷期の避難生活では、防寒対策が必須となります。このため県では、市町村に対し、各避難所への暖房設備の確保を働きかけてきたほか、燃料関係の事業者団体と協定を締結し、避難所等に対して、暖房等に必要な燃料を優先的に供給する体制を整えております。さらに、積雪・寒冷期のみならず、避難生活では食料等の確保が不可欠であることから、能登半島地震での備蓄食料の不足や支援物資の輸送に時間を要したということを教訓として、今年度から県の備蓄食料等の増強を進めているところであり、市町村にも増強を要請しているところであります。

また、積雪・寒冷期は、特に山間地において、雪崩等により孤立集落が発生するおそれがあることから、県では、市町村に対し、孤立のおそれがある集落への備蓄や通信機器の確保を促してきたほか、昨年度、ドローン関係事業者と協定を締結し、冬期でも孤立集落の状況の把握や必要な物資輸送を行える体制を構築いたしました。さらに今年度は、人工衛星を活用してインターネット回線を確保する通信装置を導入し、通信環境の確保体制を強化したところであります。

積雪・寒冷期における災害対応力を強化するためには、冬期の特性を踏まえつつ、関係機関・地域住民と連携しながら実践的な訓練を行うことが求められます。このため県では、昨年度から取組を始めており、来月二十五日に舟形町と合同で冬期防災訓練を実施することとして、現在準備を進めているところです。

訓練では、積雪・寒冷期の地震発生を想定し、地域住民はもとより、自衛隊や警察、消防、建設業者、さらには通信事業者等の参加の下、道路の積雪、凍結状況下での住民の避難誘導、寒冷下での避難所開設と支援者等に配慮した運営、吹雪による遭難や積雪による家屋の倒壊を想定した救助、積雪時の緊急交通路の啓開、消防水利の確保と消火活動、電力・通信の供給など、様々な実践的訓練を通じて、関係機関の連携体制や応急活動の実効性を確保することとしております。なお、県内各地域の災害対応力向上を図るため、来年度以降も同様の訓練を開催地を変えながら実施していきたいと考えているところであります。

県としましては、積雪・寒冷期における災害から県民の生命を守り、安全を確保するため、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、防災体制の一層の強化に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 支援が必要となる子供への的確な支援と早期対応についてお答えをさせていただきます。

発達障がいのある子供への支援については、診察ができる医療機関の充実と併せ、県民の方々が発達障がいを疾患ではなく、誰もが持つ発達特性の一つとして理解し、地域において障がいのある子供が自分らしく成長できるよう日常生活や社会生活を送るための支援や環境を整えることが重要であると認識しております。

そのため、県では、平成三十年度から地域の医師等を対象に、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、医療人材の確保・育成を行うことで、医師の診察を必要とする子供ができるだけ早く地域の医療機関で相談や診察を受けられる体制の整備に努めてきたところです。

また、令和三年度からは、市町村へ派遣した公認心理師が発達相談・発達検査を行う児童発達早期コンサルティング事業を実施し、地域での早期発見・早期支援に結びつけることで、初診待機期間が令和二年度の七か月台から大きく改善しております。

なお、ICT、特にAIの導入につきましては、児童発達早期コンサルティング事業のような、専門人材が不足し限られた人員で行っている発達相談や発達検査の部分で活用できる可能性が大きいと考えております。

議員から紹介のありましたTOY8社のデジタル発達健診・デジタル療育キットは、スマートフォンを活用し専門家がない環境で発達検査などを行うツールですが、現時点で日本語版がないことに加え、日本に導入するには、そ

の検査結果等に係る日本の専門家による医学的な検証も必要になると考えております。

また、A Iによる検査結果がかえって不安をあおったり、本来であれば必要となる医師の診断の機会を奪ってしまうリスクなども懸念されることから、実際に使用する教員や保健師等への研修や訓練、運用する際のルールづくりなどの環境整備も必要になるなど、導入に当たり解決すべき課題も多いものと考えております。

県としましては、引き続き医療人材の確保や早期発見、早期支援の取組など、医療や療育を必要とする子供に適切な支援が提供できる体制づくりに取り組むとともに、年々人材不足も深刻化することから、I C T導入に係る国の動向や先進的な他県の事例も調査しながら、本県での活用について研究してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 世界的評価を契機とした訪日客を呼び込む観光振興策についてお答え申し上げます。

本年十月、本県が米国の有力旅行メディア「ナショナルジオグラフィック」の「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に選出されました。また、同月には、山形市が「ジャパンタイムズ」から「世界に発信するに値する自治体」として、さらに先日は、米国の大手旅行ガイドブック「フォーダーズ・トラベル」から「もっと観光客に来てもらいたい目的地」として鶴岡市が取り上げられたところです。

このたびの選出は、蔵王や出羽三山に代表される観光地のみならず、食や文化など多岐にわたる本県ならではの魅力が観光資源として国際的に評価されたものであり、本県が世界から注目される絶好の機会として、観光事業者をはじめ県民の皆様とともに、この機を逃さず、来訪の機運を盛り立てていくことが重要であります。

このような中、県では先月、「ナショナルジオグラフィック」の購読者が多い英語圏のイギリスで観光事業者向け商談会に参加してまいりました。欧州での本県の認知度はまだ高くありませんが、現地の観光事業者の方々は本県が選出されたことに興味を示し、美しい自然や特色ある精神文化にも強い関心を持っていただいたところです。今後も関連雑誌への記事掲載や広告掲出などを通じて、世界に向けて積極的に情報発信を行い、誘客促進を図るとともに、国内の鉄道事業者との連携により、訪日外国人が多く訪れる首都圏の駅構内の窓口等を活用した本県の観光情報の発信など、出発前だけでなく、実際に日本を訪れている外国人にもP Rを行い、本県への誘導を進めてまいります。

一方、昨年、県全域が観光庁の「高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」のモデル観光地に選ばれ、現在、県内全域でのテストマーケティングや宿泊施設、ガイド人材、交通手段など観光資源の実態調査を行っております。こうした取組と歩調を合わせ、観光地や宿泊施設の多言語対応や高付加価値化、食事や「コト体験」など、地域資源を活用した上質なサービスの提供、本物の価値を外国語で伝えるガイド人材の育成など、受入れ環境の整備を進め、観光客の国内周遊を促進してまいります。

本県の持続的な発展のためには、国内外から活力を呼び込むことが必要不可欠です。本県が世界的な観光地として様々な国や地域の人々を迎え入れ、雄大な自然や精神文化、食文化などに満足して、また訪れたいと感じていただけるよう、今回の選出を追い風に、官民一体となって情報発信の強化や受入れ環境の整備の取組を進めてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 本県出身の農林水産大臣就任による国との連携強化についてお答えいたします。

本県農林水産業が抱える課題解決に向けた政府との連携については、これまで政府に対し現場の実情を伝え、支援の充実を求めるため、制度創設の提案や予算の確保など、様々な機会を捉えて要望活動を行ってまいりました。

喫緊の課題として、昨年度から価格高騰が続いている米については、消費者の米離れに伴う価格下落、ひいては生産者の収入減少等に影響することが懸念されております。さらに、加工用米や飼料用米などの非主食用米については、主食用米の価格高騰に伴って、主食用米への転換が進んだことから、実需者が必要な数量を安定した価格で確保することが難しく、その対応が課題ともなっております。

また、担い手の減少が想定を上回る速さで進行する中、生産性向上につなげるための生産基盤の強化を着実に進める必要があり、農地の大区画化などの基盤整備への積極的な取組や、老朽化が進む共同利用施設の再編集約・合理化への対応が求められております。

さらに、庄内海岸林で急速に拡大している松くい虫の被害については、二次被害防止に向けた緊急的な対策を講じておりますが、今後の海岸林の再生に向けた取組は、政府や市町との連携がなくては進められない課題であります。

こうしたことから、先月二十一日には、知事から鈴木大臣に直接要望を行い、大臣からは「現場の皆様の大変さは認識している。県と連携してしっかり対応していきたい」との回答をいただきました。

鈴木大臣は、度々全国の現場に足を運ばれており、とりわけ本県農林水産業の実情や課題について精通しておられますので、大変心強く感じております。

こうした鈴木大臣の就任を政府と連携を強める好機と捉え、政府の支援が必要な課題への対応については、これまで以上に提案・要望や意見交換を積極的に行い、政府の施策に反映いただくことを目指すとともに、政府の施策を最

大限活用するなど、連携をより一層強化しながら、本県農林水産業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設の多くが更新時期を迎えるカントリーエレベーター等の共同利用施設の整備につきましては、これまで財政負担が大きいことから、他の米主産県と同様、県による上乗せ支援を見送ってきたところであります。現在、政府において、県の財政負担を軽減する支援策が検討され、今国会で予算が審議される予定ですので、予算や地方財政措置の結果を踏まえ、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 二十番相田光照議員。

○二十番（相田光照議員） 答弁ありがとうございました。

知事から熊対策についての中間支援組織を再来年、令和九年四月に向けてつくるということで、これから一年ちょっとあります。恐らく支援機構をつくっても、それが形骸化しないためには、人材の確保が一番必要だと思っています。この一年をかけて、ガバメントハンターなどという言葉もありますが、中間支援組織で担われる獣友会だったり、捕獲をする方々の確保があって、この緊急銃獣や捕獲をそこから派遣できるような形になっていくことが、広域的に全県を見られる熊対策になると思いますので、その辺もこの一年かけて対策をお願い申し上げたいと思います。

それから高橋部長、今審議され、様々な検討をされているカントリーエレベーターに対して、県の上乗せもぜひお願いしたいということを申し上げまして、私からの質問とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時三十分再開いたします。

午前 十一時 二十二分 休憩

午前 十一時 三十分 再開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

三十四番高橋啓介議員。

○三十四番（高橋啓介議員） おはようございます。県政クラブの高橋啓介でございます。

今年もあと僅かになりましたけれども、一昨日うれしい話が入ってまいりました。内閣府から公表されました調査結果で、令和四年度の一人当たりの県民所得が全国で二十六位、そして東北で一位になったということで、県民挙げて頑張った成果だと思いますし、知事はじめ各セクションで御尽力いただいた職員の皆さんに本当に感謝を申し上げながら質問に入らせていただきたいと思います。

それでは最初に、非核三原則の見直しに対する知事の所見についてお伺いいたします。

高市総理が見直しを進めようとしている安保関連三文書、そして国家安全保障戦略に定める防衛費の対GDP比二%前倒しなどは、日本の行く末を危機にさらすものと言わざるを得ません。特に、日本の国是として戦後一貫してきた非核三原則の見直しは、断じてあってはならないことと言えます。

被爆国として、二度と地球上で原爆の悲惨さを繰り返さない決意で、地球上から核を根絶するため、被爆者を先頭にたゆまぬ努力が繰り広げられてきました。そして、長い年月をかけてようやく、国連において、核兵器禁止条約が二〇一七年七月にニューヨークの国連本部で百二十二か国が賛成して採択され、二〇二一年一月に発効されました。大きな偉業と言えますし、世界的潮流は核なき世界を目指しており、その歴史的取組をほごにするばかりか、国際社会の安全保障からしても危険な発言と言わざるを得ません。

また、国会答弁でも、台湾有事に関して日本周辺の軍事的脅威を前面に押し出し、そのためにアメリカの核の傘に入ろうとする動きは、戦後日本が歩んできた道とは相入れることができないものと考えます。

国内でも意見の対立が顕在化し始めています。政府与党内では、核共有導入を提案する一部の議員に対して、被爆地選出の議員等を中心に反対や慎重意見がある中、日本被団協からは十一月二十日、この見直しに強く抗議の意を示す声明が発表され、また、専門家などからも「見直しは国際的な信用低下を招く」とか「見直せば世界の核軍縮が後退しかねない」などといった批判が出ています。

このように、核開発を進める周辺国に対抗するために核抑止力を強化すべきだとする意見と、非核三原則を堅持しつつ外交的解決を追求すべきとの意見が対立し、国論が二分される懸念もあるという声も聞かれます。

加えて、国際社会からも強い懸念の声が上がっています。二〇一七年にノーベル平和賞を受賞したICAN（アイキャン）は、十一月十九日、東南アジア及び世界で核兵器をめぐる緊張が高まっている中で、「日本は非核政策を弱めるべきではない」などとするコメントを発表、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として「広島や長崎の被爆者の声に耳を傾けるべきだ」と指摘し、日本の安全を確保する手段として被爆者が求めているのは、核兵器の廃絶だと強調したとの報道がなされるなど、日本が非核の立場を搖るがせば、地域の緊張をむしろ高めるとの指摘が強まっております。

このような国内外の議論の中で、被爆地出身議員や歴史的先人たちの反戦の取組は、私たちに重要な示唆を与えてくれます。中国との国交正常化を成し遂げました元総理の田中角栄氏は、「国会議員の務めは戦争しない国をつくることだ」と述べています。当時も台湾問題があり、ましてやアメリカがまだ中国と国交を結んでいませんでした。国内的にも国交に対して統一した見解もなく、秘密裏に正常化の道筋を模索していたようでした。その根底にあったのは、戦争しない国づくりにほかなりません。

その国交正常化の道筋をつけた立役者が、我が県政クラブ木村代表の祖父であります木村武雄代議士であります。私もこのたび質問するに当たり、初めて木村代議士の反戦の闘いを知ることになりました。

当時の回顧録によると、木村代議士は、一人の国会議員として最後まで東條内閣と闘っていたとのことです。昭和十六年十二月の真珠湾攻撃が始まった後の昭和十七年一月十八日の国会で、戦時体制強化を目指した法案に誰もが沈黙を守る中、代議士会で果敢に法案阻止の演説をぶついたのが木村武雄代議士のことでした。

後に自民党幹事長を務めた保利茂氏が書き残した中に「政府批判とは、当時の代議士にとって牢獄か、あるいは死を意味してさえいた。ところが、代議士会で、思いがけず木村君の徹底的な反対演説を聞いた」「それはまさに、突如として眼前に炸裂した落雷のように私たちを感動させ、その目を覚ましてくれたのである」と。

その後も東條政権に對峙を続けましたが、身辺も危なくなり、昭和十七年九月に上海の一角に拠点を置き、軍の上層部との信頼関係もあり、略奪品の返還や獄中の中国人釈放に奔走。特に、中国第二の紡績会社「大生（たいせい）」の社長らの財界人を銃殺寸前で釈放させるなどの努力が中国との信頼に結びついたと言われています。

まさに、国交正常化に大きく貢献していただいたと思いまして、郷土の誇りと言えるのではないでしょうか。

戦後八十年、言葉では言い尽くせない、死と隣り合わせに生き抜いてきた先人の偉業をしっかり学び、これから日本の行く末をどう進めていくのか。国防は国の務めでありますから、日本の行く末が危ぶまれるとき、しっかり声を出し、物を言える環境をつくるのが眞の民主主義国家ではないでしょうか。

地方自治体こそ平和政策の当事者であり、被爆地を含む全国の自治体で構成する平和首長会議も、非核三原則の堅持と核兵器禁止条約への参加を政府に求めてきました。地方から発する声が国を動かしてきた歴史を踏まえれば、今こそ地方の立場から明確に物を申すべきときであると考えます。

そこで、国の将来を大きく左右する非核三原則の見直しに対する知事の御見解をお尋ねいたします。

次に、今後の県政運営について質問いたします。

最初に、現在、様々検討が進められております大規模事業の優先順位について、知事の所見をお伺いいたします。

来年度の予算編成方針が示され、今定例会の初日に各部局から要求概要が示されました。物価高騰、人口減少、度重なる災害など、県政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で、限られた財源を県民生活の向上にいかに結びつけていくか、その的確な取り組みが強く求められております。

知事は就任以来、実質県債残高の縮減に一貫して取り組まれ、就任当初の八千三百八十一億円から現在は六千四百四十六億円と、一千九百三十五億円もの圧縮を図られました。今回の予算編成方針においても、臨時財政対策債や補正予算債、災害復旧事業債、国土強靭化関係事業債を除く県債残高を引き続き縮減する姿勢を示されております。

他方、こうした財政規模の維持に努める一方で、県民生活と地域の将来にとって不可欠な大規模事業が複数同時並行で検討されております。中でも、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備は、総事業費が二千億円を超える超巨大プロジェクトになっており、本県の財政にとって極めて重い負担となることは認識しております。しかし、度重なる不運により本県が陸の孤島になる事態を避けるため、着実に前進している点については評価するものであります。

一方で、山形空港・庄内空港の滑走路の延長や、インバウンド受入れを見据えた庄内空港ビルの大規模改修、新スポーツ施設の整備、県立博物館の移転検討など、大きな投資を伴う事業が相次いで検討されております。

加えて、医療現場では、物価高や人件費の上昇が診療報酬に十分反映されない中で、一般会計から病院事業会計への多額の繰入れが常態化しております。高校授業料無償化の開始を見据え、老朽化が著しい県立高校のハード整備も待ったなしの状態です。米坂線の復旧、災害頻発に伴う県土強靭化、鳥獣被害対策、脱炭素化への対応など、行政需要は増加の一途をたどり、縮小の兆しは見えません。

さらに、今年の春には県人口が百万人を割り込みましたが、特に農村部ではその影響が顕著で、飯豊町や小国町では町唯一のスーパーの閉店が相次ぐなど、日常生活にも支障が出ています。こうした人口減少局面にあるからこそ、きめ細かな施策を打っていくことは最も重要な政策であります。県民から評価の高い福祉灯油の上乗せ支援についても、市町村との連携を踏まえれば、例年どおり九月時点での予算化が望まれたと考えています。

このように、県政の現場では、選択と集中がかつてないほど求められております。大規模事業は単に規模の大小だけでなく、地域にどのような価値をもたらし、持続的な効果を生むのか、多角的な検証が不可欠です。特に、人口減少の社会では、施設整備そのものが目的化するのではなく、事業によって創出される便益や、既存施設の再編との比較が必須と考えます。

こうした状況の中で、現在検討が進められている大型事業を全て完遂できるのか、県の将来に不安を抱く県民も少なくないものと思われます。為政者にとって一旦走り出した事業を止めることは極めて困難であることは十分承知しておりますが、財政面での影響や代替手段を徹底的に検討し、熟慮を重ねた上での中止は、むしろ勇気ある英断と評価すべき場合もあります。

そこで、知事は、大規模事業に優先順位をつけ、取捨選択を行うに当たり、どのような要素を重視し、どのような意思形成プロセスを経て判断されるのか、その基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、行政需要に的確に応える組織体制についてお伺いいたします。

行政運営を支える根幹は、何よりも人であります。近年、公務員志望者の減少や若手職員の離職増加は全国的な傾向であり、本県も例外ではありません。

知事が掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現には、その理念を共に実践する職員が誇りと生きがいを持って働く職場環境を整えることが不可欠です。

しかし、今年度当初において、会計年度任用職員の人数は、知事部局で一千百六十九人、教育委員会で一千四百七十一人、合計で二千六百四十人となり、もはや正規職員の補助的役割の域を超えて、これらの方々なくして行政運営が成り立たない状況が定着しつつあります。二月の予算特別委員会でも申し上げましたが、現在の人員構成が将来にわたり持続可能な体制と言えるのか、大きな疑問を抱いております。

また、デジタル化や災害対応、子育て支援、産業振興など、行政が向き合う政策分野は年々高度化・複雑化しています。以前であれば専門知識がなくとも対応できた課題が、今では高度なスキルや継続的な研修が必要となっており、人的基盤が弱ければ政策の質そのものが低下しかねません。

人口減少が進み、地方分権が一層進展する中で、自治体の力が最大限発揮できるかどうかは、人材の質と量を確保できるかにかかっています。人材こそ本県最大の財産であり、その確保、育成、待遇改善を抜本的に進めることは喫緊の課題であります。

そこで、増大する行政需要に的確に対応するため、今後どのような組織体制を構築していくのか、特に、会計年度任用職員に依存している現状をどのように評価し、どのように見直しをしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、指定管理者制度の運用についてお伺いいたします。

この課題については、何度も取り上げて質問してまいりました。御案内のとおり、この制度がスタートしたのは平成十八年四月からですから、今年で二十年目になりました。これまでの推移を見ますと、制度導入当初は民間事業者のノウハウを生かし、施設管理や運営に関してこれまで以上のサービスを住民に提供するうたって動き出しました。しかし、結果的に大幅な人件費の削減が目的であったことが全国的にも明らかになっています。自治体業務のアウトソーシングであり、安上がり行政の最たるものと言えます。

そのため、全国では事業から撤退するところも出ています。専門性や継続性を重視するのであれば、それなりの対応が自治体側に求められていると思います。だからこそ、しっかりした方針で事業運営を考えていくべきではないでしょうか。もうけが出る事業であれば、企業参入も変わってくると思いますが、現在、指定管理に当たっている事業者の多くは継続となっています。

電気料金等の高騰の際は、リスク分担の域を超え、経営に支障を来すことが想定されましたので、問題提起をさせていただき対応していただきました。そして今、早急に対応しなければならないのが賃金のスライド制ではないでしょうか。指定管理者制度が導入された当初は、全国的にも賃金上昇はなく、多少の賃金の変動があっても、そのリスクは指定管理者が負う流れになっていました。

しかし、この間の賃金上昇はどうでしょうか。国としても最低賃金を二〇二〇年代に全国平均一千五百円に上げる方針を打ち出しており、今年の県の人事委員会勧告にあっても、平成になって以降最高の上げ幅になっています。このように、もはや賃金上昇は一時的な変動ではなく、構造的トレンドとなっており、指定管理者の努力だけで吸収できる範囲を明らかに超えております。

また、指定管理施設の多くは住民の生活に密着した公共サービスを担っており、人件費削減が現場の人員不足や経験者の流出を招き、結果としてサービスの質の低下につながりかねないという深刻な課題があります。とりわけ文化施設、スポーツ施設など、専門性と継続性が求められる施設ほど人材確保が極めて重要であり、適正な賃金を保障できない制度のままでは、若い担い手の確保や技術継承が困難となり、公共サービスの質そのものが揺らぎかねません。

このような現状から、全国的にもスライド制を導入する自治体が増えています。指定管理料につきましては、県が上限額を示して公募しており、指定管理事業者の意向が必ずしも反映されたものにはなっていません。人件費の高騰が指定管理者の経営リスクに結びつき、業務の質の低下に結びつかない対応が求められているのではないでしょうか。

さらに、制度の信頼性という観点からも、適切なリスク分担の見直しは急務であります。指定管理者に過度な負担を押しつける制度設計を続けていけば、今後新たな参入が減少し、結果として選べる環境が失われ、県としてもより

脆弱な運営構造に陥るリスクがあります。

指定管理の健全な運営のために賃金スライド制を導入すべきと考えますし、総務省からも同様の通知も出ている現状であります。総務部長にお尋ねいたします。

次に、子供の権利擁護と意見表明機会の確保についてお伺いします。

昨年度、本県では新たに「山形県こども・子育て基本条例」として、子供・子育て施策の基本となる条例を改正するとともに、令和七年度から十一年度までを計画期間として、「山形県こども・子育て笑顔プラン」を策定しました。この新たな条例及びプランでは、こども基本法の理念を踏まえ、子供が健やかに成長し、笑顔で暮らせる社会の実現を目指して、基本的な考え方の一つに、子供の権利の尊重を掲げています。国においても、こども家庭庁が策定したこども大綱において、子供の意見を政策形成に反映する仕組みづくりを強調しており、県としてもこの流れを確実に進めていくことが求められています。

県ではこれまで、法の理念を具体化する取組の一つとして、「山形県こども会議」を開催するなど、子供自身が自分の思いや考えを表明し、それを県政に反映させる仕組みを構築しています。こうした取組を進めることは、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨にのっとったものであり、子供政策の質を高めるために不可欠と言えます。

さらに、子供が自らの生活実態を基に課題を提起し、その解決策を提案するプロセスそのものが、将来の地域社会を担う主体としての育成につながる点でも大きな意義を持つものです。

しかし、理念を掲げるだけでは不十分であり、実際に子供の意見をどのように施策に活用していくかが問われるのではないかでしょうか。「こども会議」などで出された意見が単なる参考にとどまるのではなく、実際の施策に反映していくことも、県民に対する説明責任の観点から重要と考えます。

また、子供の意見表明機会の確保については、単発の会議開催にとどまらず、継続的な仕組みとして定着させ、学校や地域、オンラインなど多様な場で子供の声を拾い上げるシステムにしていくことが大切と考えます。そして、それらをフィードバックするなど子供自身が政策形成に関わる体験を通じて主体性が実感できるようにしていただければと思います。

さらに、子供の権利擁護の観点からは、子供自身が自分の持っている権利について正しく理解し、権利の主体としての意識を育てる必要があり、これらの視点を踏まえ、県の取組をさらに発展させることが、こども基本法の理念を実現する上で不可欠であると思います。

次代の社会を担う全ての子供たちが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができるためには、子供の権利擁護と意見表明機会の確保が重要と考えますが、県のこれまでの取組内容と今後の方向性について、しあわせ子育て応援部長にお尋ねいたします。

次に、医師確保対策についてお尋ねいたします。

山形県は、医師少数県に位置づけられているほか、医師の高齢化や継承者の不在等から医師確保対策が喫緊の課題とされており、これまで計画に基づき努力をいたしましたが、さらなる対応が求められていると思います。

大学医学部における地域枠の全国状況を見ますと、都道府県の地域枠に大きな隔たりを感じます。文部科学省の昨年十二月のデータによりますと、入学定員はほぼ変わらない中で、多い県では国公立で九十名とか八十二名となっており、本県にあっては十三名となっていました。医師少数県であれば地域枠をもっと増やすべきと考えます。

と申しますのも、これまで河北病院と寒河江市立病院の統合に向けた基本構想の報告が既になされておりますが、どうしても腑に落ちないことがあります。それは、小児科と産婦人科について複数の常勤医師の確保が難しく、小児救急や分娩に十分に対応することが難しいとの内容になっていることです。新病院の設置を望んでいる地域の方々からすれば大きな期待を寄せているのではないでしょうか。地域の子育て環境の充実、妊娠・出産の安心感、そして若年層の定住促進にも直結する重要な診療科であり、確保できないままのスタートは避けるべきと考えます。

開院までの期間を単なる準備期間ではなく、医師確保の集中的推進期間として位置づけ、大学との連携強化や専門医養成の場としての魅力向上に取り組むべきと考えます。特に、常勤医の確保計画を早急に示すとともに、大学の協力枠の拡大、地域医療を志す若手医師が安心して勤務できる環境づくり、これも喫緊の課題であります。

また、西村山地域は、一昨年十月に改築してスタートしました県立新庄病院における最上地域の人口六万三千人を超える地域でもありながら、入院患者の過半数が地域外に流出し、救急搬送の六割が地域外になっており、手術件数にあっては過去五年間で七割まで減少、そして医師の配置数は過去五年間で二割以上減少し、県内で最も減少している地域になっています。この課題を改善していくためにも、西村山地域における医師確保、とりわけ小児科や産婦人科といった特定診療科の医師確保は喫緊の課題であります。

医師不足は単なる数の不足にとどまらず、地域医療の信頼や患者動向、さらには地域の人口動態にも影響を及ぼす構造的な問題であり、危機感を持って対応すべきと考えます。

全国の医学部の中でも、産婦人科と小児科にあっては働く現場があまりにも苛酷なため学生の希望が少ないと言われています。医療の質や安全性を確保すると同時に、持続可能な医療体制を堅持していくことが求められており、山形県から率先してその体制をつくっていってはいかがでしょうか。

加えて、村山地域の二次医療圏は医師多数区域になっているものの、西村山地域や北村山地域は医師少数スポットに設定されており、医師不足は明白であり、医師の偏在が顕著になっています。医師の偏在を是正するとともに、医師の働き方改革に取り組み、医師が健康で働き続けられる勤務環境づくりを推進していくことが、若手医師の確保に結びついてくるのではないかでしょうか。

今回は西村山地域を例として取り上げましたが、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県内どの地域に住んでいても必要な医療サービスが受けられるよう、医療提供体制が整っていることが重要と考えます。

医師確保及び医師の偏在対策に対する取組と考え方について健康福祉部長にお尋ねいたします。

最後に、文化財に対する対応についてお伺いいたします。

先ほども相田議員からもお話がありました「世界の旅行先二十五選」に本県が選出されたことは、本当に喜ばしいことだと思っております。

住み続けている県民からすれば何もない県になりがちですが、自分たちの足元から見詰め直し、長年培ってきた地域の文化を後世に伝えていく大きさを教えられた思いがしました。県民が当たり前に思っている風景や文化が、世界から見れば大きな価値を持っていることを示しています。銀山温泉や蔵王の樹氷、最上川舟下りなど、自然と歴史が織りなす景観は、文化財と一体で守り、生かすべき資源です。こうした国際的評価を契機に、文化財を観光・教育・地域振興の核として再定義する必要があります。

また、去る十一月初旬にも開かれました県の幼児教育推進連携協議会の会議録の中でも委員から指摘がありましたので紹介させていただきます。「山形県の子どもたちは、地元より県外にあこがれを持って出ていく子が多いように感じる。山形県の風土、地域独特の文化に誇りを持てるよう、幼児教育も小学校も地域文化との交流はたくさんあると思うが、そういう機会を使いながら、気持ちが育つようなプログラムをぜひ考えていただければ」との発言が掲載されておりました。

全く同感であります。文化財は単なる歴史の遺産ではなく、子供たちの郷土愛を育む教育資源です。人口減少が進む中、地域文化への誇りを醸成することは、若者の定着や移住促進にもつながります。文化財を教材化し、学校や地域で活用する仕組みを強化することが未来の担い手を育てる鍵となります。

そこで、部長にお尋ねいたします。令和二年度に文化財保護業務を教育庁から知事部局に移管し、文化芸術の振興や地域振興、観光振興などの幅広い施策と一体的に文化財の保存と活用に取り組むこととし、さらに令和四年三月には、文化財保存活用大綱を策定して進めていただいております。移管後の文化財の活用がどう展開されてきたのか、最初にお尋ねいたします。

また、以前にも質問させていただきました埋蔵文化財の活用をどう行おうとしているのか。現在、旧上山農業高等学校跡地等に保管されておりますが、保存もさることながら、利活用をどう行っていくのかについても示していただければと思います。

さらに、文化財の保存に対する考え方についてもお尋ねいたします。平成に入ってから、県が補助する際に調整率を乗じて補助金額を減額して対応しているようですが、これでは文化財の適正な管理に支障を来しかねないと思います。文化財の保存・修理には高額の費用がかかるため、保存・修理に手を出せない所有者もいると思います。県として、保存・修理に対してしっかりと支援する姿勢を示すべきと考えますがいかがでしょうか。

改めて、文化財の保存と活用に向けた考え方を観光文化スポーツ部長にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま高橋啓介議員から私に三点御質問頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

一点目は、非核三原則の見直しに対する私の所見についてということです。

核兵器は人類の負の遺産の代表的なものであると認識しております。原爆投下から八十年が経過した現在でも、放射線の被害に苦しんでおられる方々がおられます。核兵器のない世界の実現は、恒久平和の実現につながる人類共通の願いであると思っております。

日本は唯一の戦争被爆国として、昭和四十六年に非核三原則を国会で決議し、平和国家としての道を歩み続けてきたものと捉えており、非核三原則を掲げてきた意義は大変大きいものがあると思っております。

高市内閣総理大臣が表明した安全保障関連三文書の見直しにつきましては、非核三原則の取扱いも含め、国家の安

全保障政策の基本方針に関わることであり、国民・県民の生命と財産を守る観点で大変重要な事項であると思いますので、政府や国会において丁寧に議論をしていただきたいと考えております。

二点目は、大規模事業の優先順位についてです。

人口減少が進む中、また、厳しい財政状況が続く中にはあります、県民の皆様が将来に希望を持って住み続けることのできる県づくりを進めていくことが何よりも重要であります。目の前の課題である物価高騰対策などの生活支援や、地域コミュニティーの存続に向けた支援など、足元の暮らしを支える取組とともに、未来を見据え、本県の持続的な発展や県民のウエルビーイング向上に必要な施設やインフラ等の社会基盤整備についても進めていかなければなりません。

山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備や、山形空港・庄内空港の機能強化、屋内スケート施設の整備、県立博物館の移転整備などは、地方創生や国土強靭化の推進などの目的を見据え、現在、関係部局において様々な視点から専門家の意見もお聞きしながら検討を進めているところです。

これらの事業は、いずれも若者・女性、外国人など多くの人々の交流を拡大し、国内外の活力を引きつけ、持続可能で元気な山形県を実現する上で極めて重要な施策であり、その進め方に一律の優先順位をつけられるものではないと考えております。それぞれの取組ごとに抱える事情や背景、関係者へのアプローチの仕方や必要なプロセス、スキームが異なることを踏まえながら、県民のニーズや本県が有する課題、その時々の社会経済情勢なども考慮し、様々な関係者と対話を重ね、検討の熟度を上げていく必要があります。その上で、最終的には私と両副知事、そして関係する部局とが財政の見通しなども含めた総合的な観点から協議して、事業の推進を図ることになります。

今後も引き続き財政の健全性の確保にも十分に意を用いつつ、未来の県勢発展の基盤づくりに向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

三点目は、行政需要に的確に応える組織体制についてでございます。

本県を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、人口減少のスピードの緩和策と人口減少に対応できる県づくりに、迅速かつ粘り強く取り組んでいくことが最重要課題であります。

これらの取組を支える土台として、安定性と機動性を併せ持つ行財政運営体制が不可欠ですが、人手不足や財政見通しの悪化など、県行財政が直面する課題は一層厳しさを増しております。

そのため、今年三月に策定した山形県行財政改革推進プラン二〇二五に基づき、まず、事務事業の必要性や効果を見極めて業務量を縮減し、また、デジタル化による効率化を図るなど、仕事の見直しを行います。その上で、組織体制の見直しとして、県人口の急速な減少が見込まれる中で、直面する行政課題や県民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、時代に即した在り方を検討し、必要な組織体制を整備してまいりたいと考えております。

こうした組織体制を支える人材の観点で申し上げますと、公務の担い手として、常勤職員を原則としつつも、必要に応じて非常勤の会計年度任用職員を配置しております。

会計年度任用職員につきましては、その時々の行政需要のほか、育児や介護、障がいなど、様々な事情をお持ちの方の多様な働き方のニーズにも対応するという観点から、一定の定型的な業務や補助的業務、県民の相談対応や窓口対応などの業務に従事しており、業務の性質や業務量等を踏まえ、その都度必要性を精査した上で適正に配置しているところです。

今後、複雑・高度化、多様化する行政需要に的確に対応していくためには、常勤職員の適切な確保が必要と考えておりますが、県の職場においても人手不足が懸念される中、今後とも一定程度、会計年度任用職員にも行政サービスの担い手として役割を担っていただく必要があると考えております。

こうした中、会計年度任用職員につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」、いわゆる「骨太の方針」におきまして、会計年度任用職員の能力実証を経た常勤化など在り方の見直しを進めるとされました。そのほか、「地方創生二・〇基本構想」におきましても同様の言及がされたことも踏まえ、希望する方が常勤職員となれるよう、会計年度任用職員の経験を生かした採用試験を実施しているほかの自治体の事例も参考としながら検討してまいります。

引き続き、簡素で効率的な組織体制の構築を図りながら、会計年度任用職員も含めた職員全体の力がフルに発揮される体制をつくり、将来にわたって持続可能な県政運営を行ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 指定管理者制度の運用についてお答えいたします。

指定管理者制度では、指定管理者が持つ経営資源を自由に組み合わせ事業計画・資金計画を作成し、利益を上げることが認められており、指定期間中の賃金水準や物価変動のリスクは原則として指定管理者が負担することとなります。ただし、施設の管理運営に支障を来すような大幅な物価変動等が生じた場合には、指定管理者からの申出により協議を行い、その結果を受けて県が一部を負担する仕組みが一般的となっており、本県でもこの「協議制」を採用し

ております。

実際に、令和四年度以降、急激な物価等の上昇を受けて指定管理者から協議の申出があり、指定管理料の増額が妥当と判断した場合には、協定を変更して予算を増額しており、真摯かつ柔軟に対応してきたところです。

この協議制には、「指定管理者から増額協議を持ちかけづらい」といった御指摘があり、これに対応する手段の一つとして、「賃金スライド制」が令和六年度以降八つの県で導入されていることは承知しております。

この賃金スライド制は、ある基準値から賃金水準が変動し、その変動率が一定割合を超えた場合に指定管理料を変更することができる制度であり、指定管理者にとって、協議することなく機械的に増減する利点があります。その一方で、施設やサービスの態様に合わせ、多様な雇用・報酬形態がある中で、画一的な指標で一律に賃金を増額することで自由な経営判断を阻害し、また、賃上げの事実確認や精算等の業務負担が県と指定管理者の双方に求められる可能性があるなど、一長一短があるものと考えております。そうした点を踏まえつつ、他県での導入手法や運用の状況等を分析・研究してまいりたいと考えております。

なお、協議制の「指定管理者から増額協議を持ちかけづらい」との御指摘への対応といたしましては、先日開催されました、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組に係る総務省の説明会において、指定管理料の変更などの必要性について、県側からも指定管理者に対して年一回以上協議を行うよう要請があったところです。これを受け、本県でも、制度運用の全般的な指針であるガイドラインに要請内容を反映するとともに、この取扱いを徹底するように所管部局に周知してまいります。

いずれにいたしましても、引き続き指定管理者と丁寧にコミュニケーションを取りながら、県民サービスの維持向上と施設の安定的な運営、制度の適切な運用を目指してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 斎藤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（斎藤恵美子君） 子供の権利擁護と意見表明機会の確保についてお答えいたします。

全ての子供は、生まれながらに権利の主体であり、その子供の最善の利益を図ることが大切であります。こうしたことから、県では「山形県こども・子育て基本条例」に、子供の権利の尊重を基本理念として位置づけるとともに、子供の権利擁護と意見表明機会の確保に向けた取組を推進してまいりました。

これまで、小学生が知事と直接対話する「こども知事室」や小学生から高校生を対象とした「山形県こども会議」を開催したほか、広く子供の声を聴くため、県ホームページへの「こども意見箱」の開設など、多様な観点から意見を表明できる機会の確保に努め、いただいた意見は、「山形県こども・子育て笑顔プラン」の五つの柱に取り込むとともに、今年度の新たな取組である、子育て当事者の意見を聴く「おとな会議」の開催や子供の居場所づくりの取組の強化などにつなげたところです。

子供の声に広く耳を傾けることで、子供のニーズを踏まえた、より実効性のある施策展開が図られるとともに、子供自身もこうした経験を通して、自己肯定感や社会の一員としての主体性が育まれるものと考えております。

九月に開催をした今年度の「こども会議」には、県内四地域での事前勉強会を経て十七名の小中高生が参加し、「子育てに理解がある環境づくりが必要」「山形の魅力を発信することが大切」「未来の山形で暮らすイメージができた」などの意見や感想が寄せられました。それらの意見等を関係部局と共有し、今後の施策に活用することに加え、意見を表明した子供たちには、対応した内容をフィードバックするとともに、SNSなどを通して広く発信してまいります。

子供の権利擁護については、毎年五月の「こどもまんなか月間」における子どもの権利条約や子供の権利を守るユニセフ活動の啓発などを通して、子供が自分の持つ権利を正しく理解し、権利の主体としての意識を育てる取組を進めてまいりました。

また、児童相談所に意見表明等支援員「子どもアドボケイト」を派遣し、「子どもの権利ノート」を活用して入所児童から意見を聴取し、施設運営に反映しているほか、毎年十一月の児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンなどの取組も進めてきたところです。

県としましては、引き続き、子供が自ら考え、安全に安心して意見を表明できる機会を確保し、困難を抱えた子供を含む全ての子供が、社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることができる社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 医師確保対策についてお答えいたします。

本県の医師数につきましては、県全体として徐々に増加しているものの、令和四年の人口十万人当たりの医師数は全国第三十五位の二百五十二・二人で、依然として医師不足が課題となっております。また、西村山地域の人口十万人当たりの医師数が百五十・五人となるなど、地域間における医師偏在も顕著になっております。

このため、県では、令和六年三月策定の山形県医師確保計画において、「医師少数県」からの脱却を目指し、令和

八年度まで県全体で百二十八人の医師の増加を目標に掲げるとともに、局的に医師が少ない西村山・北村山地域を「医師少数スポット」に設定し、「医師少数区域」と同様、重点的に医師確保を推進しております。

具体的には、大学卒業後に県内の特定の地域や診療科で医療に携わることを条件に県内の受験生を選抜する、いわゆる「地域枠」について、令和五年度までは暫定的に設定している臨時定員内の八人となっておりましたが、山形大学医学部と協議を重ね、令和六年度からは安定的に医師確保ができる恒久定員内に五人追加し十三人に、令和八年度からはさらに恒久定員内に五人追加し計十八人となるなど、着実に増加しております。さらなる増員に向け、今後も山形大学医学部と粘り強く協議を重ねてまいります。

また、医師の偏在対策につきましては、県の医師修学資金の貸付要件として、医師少数区域や医師少数スポットでの一定期間の勤務を義務づけているほか、医学生の段階から小児科医や地域医療に興味を持ってもらえるよう、山形大学医学部の五年・六年生が地域の中核病院で臨床実習を行う際の支援などに取り組んできたこともあり、令和四年の十五歳未満の人口十万人当たりの小児科従事医師数は百二十一・二人と、令和二年から四・八人増加しております。

さらに、開業医の高齢化等により地域の診療所の後継者不足が深刻化していることから、県では、県医師会と連携し、診療所の譲渡先を探す開業医と承継を希望する医師とのマッチングや承継時等の施設整備などを支援する医業承継の取組を進めております。マッチングサイトを開設した今年一月末以降の約十か月間で登録件数はそれぞれ十件を超えており、年度内に第一号となるマッチング成立を目指しているところです。

県としましては、今後とも、こうした様々な医師確保と偏在対策の取組を着実に進め、西村山地域も含め、県内のどの地域に住んでいても県民の皆様が将来にわたり必要な医療を安心して受けられる医療提供体制を山形大学医学部や県医師会などの関係機関と連携しながら構築してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 文化財の保存と活用についてお答えいたします。

これまで先人たちによって受け継がれ守られてきた有形・無形の文化財を観光誘客や地域活性化のまちづくりに生かすとともに、地域社会全体でその継承に取り組んでいくことを目的とした文化財保護法の改正に伴い、県では、令和二年四月に文化財に関する業務を知事部局に移管し、法改正の趣旨にのっとり、令和四年三月に山形県文化財保存活用大綱を策定いたしました。

大綱では、県民一人一人が地域の文化財の価値と魅力を深く理解し継承に取り組むほか、地域づくりや観光振興につなぐことを掲げており、これまで寒河江市の本山慈恩寺ではガイダンス施設の慈恩寺テラス等の整備やかやぶき屋根ふき替え工事の見学会などの取組が、出羽三山等では日本遺産のストーリーを生かした各文化財を面でつないだ旅行商品の開発が、山寺では外国語ガイド人材の育成支援によるインバウンドの受入れ環境整備や地元小中学生が主体となった交流促進など、地域全体を巻き込んだ観光振興、交流人口・関係人口の拡大につなげる取組が進められております。

また、県内各地で発掘された埋蔵文化財に関しては、県立博物館や、うきたむ風土記の丘考古資料館での展示のほか、公益財団法人山形県埋蔵文化財センターと連携し、県内小学校での出前授業を行い、出土した土器や道具に触れ、それぞれの地域の歴史・文化を知ることで郷土愛の醸成につなげる取組も進めているところです。

他方、年々増加している文化財は、経年により維持管理・保存修理に係る費用が増加傾向にあり、特に、国指定の文化財は所有者の負担が高額になることから、県では政府と連動した支援を行ってきたところですが、限られた予算の中で対象となる文化財が限定される状況を避けるため、平成十一年度から調整率を設け、関係者の理解も得ながら、一定の支援を継続してきたところです。物価上昇や人手不足等、各種費用が増加している社会情勢や、大規模文化財への対応が必要な状況の中、今後も相当の費用が必要になるものと考えており、県では政府への施策提案を行うとともに、持続可能な補助制度について検討しているところです。

一方、近年、文化財保存のため、所有者によるクラウドファンディングや訪れる方々への協力金の依頼等、地域・民間で様々な取組が行われ、社会全体での文化財保存の流れも進んできています。

県としましては、こうした地域での取組とも協調し、地域の宝である文化財を確実に次世代に継承し、文化財の価値と存在意義を高め、観光等への効果的な活用を図ることで、地域活性化につなげてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明六日及び七日の二日間は休日のため休会とし、八日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 三十一分 散 会